

令和 6 年第 1 回県議会定例会

条例その他議案

説 明 資 料

農林委員会

# 目 次

(農政部)

議第 5 1 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林	1
議第 5 2 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林	2
議第 6 1 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林	4
議第 6 5 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林	5

## 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

農政部家畜防疫対策課

### 1 条例改正の趣旨

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)の一部改正により、ヨーネ病(※1)の発生の予防又はまん延防止のため、家畜伝染病予防法に基づき命ずるスクリーニング検査(※2)の方法に遺伝子検査が追加された。当該遺伝子検査を自主的に行う場合に、これに係る手数料を新たに徴収するもの(※3)

- ※1 細菌(ヨーネ菌)を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等により生産性を著しく低下させる牛、羊等の疾病
- ※2 患者と診断するにあたり、予め簡易な方法により実施される検査。従来は抗体検出法による検査のみ
- ※3 家畜伝染病予防法に基づく検査及び自主的に行う免疫学的検査手数料は規定済

### 2 条例改正の概要

(1) 家畜伝染性疾病(ヨーネ病)の遺伝子検査に係る次の手数料を新たに徴収する。

家畜伝染性疾病遺伝子検査手数料 1頭につき 2,820円

(2) 家畜伝染性疾病検査証明書交付手数料(※)について、家畜伝染性疾病遺伝子検査を受けた旨の証明書の交付を対象に加える。

※ 1通につき390円

(3) その他所要の規定の整理を行う。

家畜伝染性疾病遺伝子検査手数料の新設に伴い、既設の手数料の名称を改める。

家畜伝染性疾病検査手数料 → 家畜伝染性免疫学的検査手数料

### 3 施行日

令和6年4月1日

## 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

農政部農地整備課

## 1 条例改正の趣旨

- 西濃用水土地改良区連合が管理する西濃用水施設は、S43年度～S58年度にかけて国営事業で造成された施設であり、近年、老朽化による幹線用水路の漏水などにより修繕等に多大な負担が生じているため、国は令和6年度から、国営かんがい排水事業に着手することとしており、それに伴う県及び地元負担割合を国が示す負担割合の指針に基づき、別に定めるもの

## ＜国営西濃用水第三期土地改良事業（国営かんがい排水事業）の概要＞

実施主体：農林水産省（東海農政局） ※国庫負担：事業費の2/3

受益面積：4,928ha

関係市町：大垣市、養老町、垂井町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町

事業内容：頭首工改修 2箇所

用水路改修 15.3km

水管理施設 1式

※耐震化対策と更新事業を実施

工期：令和6年度～令和15年度

事業費：130億円（負担対象事業費は約118億円）

## 2 条例改正の概要

- 本事業に係る地元負担金に限り、本条例第3条の規定によらず、国の指針による県、地元の負担割合とするため、改正を行う（付則に追加）。
- 本事業のうち「耐震化対策分」については、特に緊急性が高いことを踏まえ、地元負担金を県負担金の額（事業費の1/3）の「1/10」とする（通常は「50/100」）。
- また、「耐震化対策を除く分」における地元負担金を県負担金の額の「209/500」とする（通常は「50/100」）。

※ 地元負担金の内、土地改良法第90条第9項の規定により市町に求める負担割合については、国の指針を踏まえ、同法同条第10項の規定に基づき定める。

（別途、今回の定例会で「国の行う土地改良事業に対する市町の負担金について」を議案として上程）

## ＜国営西濃用水第三期土地改良事業に係る条例改正後の負担割合＞

## 【通常】

国：66.6% (2/3)	県：16.7% (1/6) 【50/100】	地元：16.7%(1/6) 【50/100】
---------------	---------------------------	---------------------------

## 【改正後】

耐震化対策を除く	国：66.6% (1000/1500)	県：19.4% (291/1500) 【291/500】	地元：14.0%(209/1500) 【209/500】
耐震化対策	国：66.6% (1000/1500)	県：30.0% (450/1500) 【9/10】	地元：3.4%(50/1500) 【1/10】

※【 】は国費を除いた割合

## 3 その他

令和6年度の県負担分については、今回の定例会に当初予算案を上程

# 西濃用水第三期地区 地区概要図

## ■大規模地震への対策

福田頭首工



築80年超、必要な耐震性を有していない



## ■施設の老朽化が進行



管路継手からの漏水



PC管カバーコート厚の不足

保育園直下を老朽化した管路が横断

## ■河川利用区間の取水管理に支障



取水閘門

(河川利用区間)

## ■多様なブランド農産物



ブロッコリー



富有柿



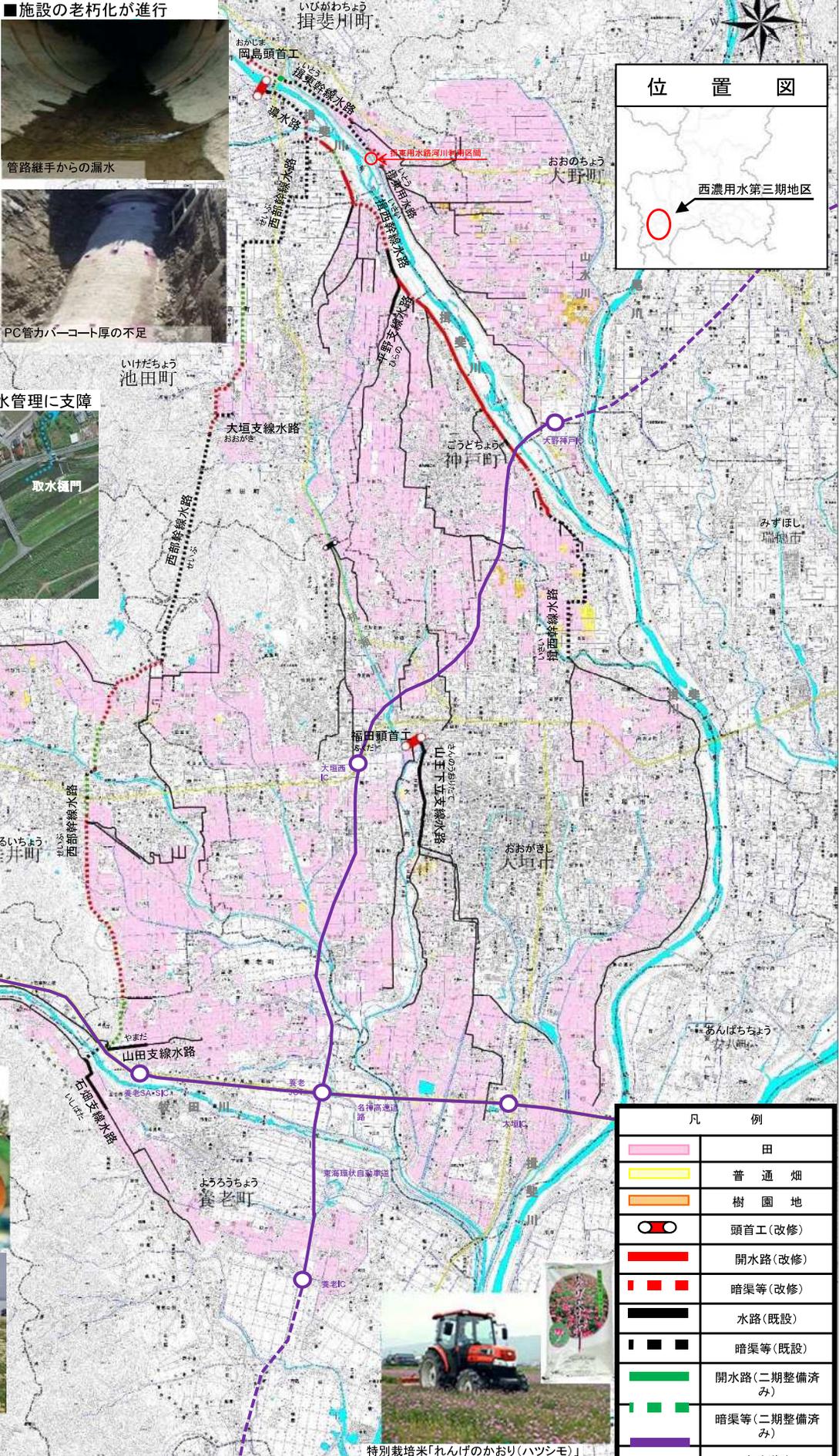
カミツレ

0 1,000 2,000 m



位置図

西濃用水第三期地区



凡 例	
	田
	普通畑
	樹園地
	頭首工(改修)
	開水路(改修)
	暗渠等(改修)
	水路(既設)
	暗渠等(既設)
	開水路(二期整備済み)
	暗渠等(二期整備済み)
	高速道路

特別栽培米「れんげのかおり(ハツシモ)」

## 訴えの提起について

農政部農村振興課

## 1 事案の概要

本件被告は、平成 2 5 年度から令和元年度までに原告から清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（生態系保全団体支援事業）を受給した。令和 2 年度に疑義が発覚したことから、調査を実施したところ不正受給が発覚したため、令和 3 年 7 月 1 2 日に交付決定の一部取消しを行い、補助金の返還請求を行った。

納入期限までに被告から補助金の返還はなく、督促状、催告書を送付しても返還に応じず、返還の見込みが無いことから、返還を求め提訴するものである。

## 2 被告となるべき者

①大垣市寺内町 1 丁目 3 6 番地 2

東海タナゴ研究会

②大垣市寺内町 1 丁目 3 6 番地 2

北島淳也（東海タナゴ研究会の代表者）

## 3 請求の趣旨

平成 2 7 年度分補助金 3 5 5, 5 2 3 円	} 2, 6 8 8, 7 7 0 円
平成 2 8 年度分補助金 4 9 4, 1 0 2 円	
平成 2 9 年度分補助金 4 4 7, 4 1 5 円	
平成 3 0 年度分補助金 4 1 7, 3 1 9 円	
令和元年度分補助金 9 7 4, 4 1 1 円	

上記の支払及び年率 1 0. 9 5 % の加算金、  
年率 1 0. 9 5 % の延滞金の支払を求めるもの

## 国の行う土地改良事業に対する市町の負担金について (国営西濃用水第三期土地改良事業(国営かんがい排水事業))

農政部農地整備課

### 1 議案の趣旨

「岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について」の「1 条例改正の趣旨」と同じ。

### 2 議案の内容

＜条例改正関係＞

- ・国営西濃用水第三期土地改良事業に係る負担金に限り、国の指針に基づく地元負担金の割合とする。

耐震化対策分：県負担金の額の「1/10」とする(通常は50/100)。

耐震化対策を除く分：県負担金の額の「209/500」とする(通常は50/100)。

- ・(地元負担金の内)土地改良法第90条第9項の規定による市町に求める負担割合について、国の指針では、「耐震化対策を除く分」が「9/100」、「耐震化対策分」が「1/30」となっているが、「耐震化対策を除く分」についての土地改良区等の負担割合(5/100)についても市町が負担することから、市町に対する負担金を「事業費の14/100以内」とする。

- ・土地改良法第90条第10項の規定により、市町に求める上記負担割合の議決を求めるもの

＜条例改正、本議案議決後の負担割合＞

【国営西濃用水第三期土地改良事業】

工事の区分	国	県	地元	
			市町	土地改良区
耐震化対策を除く	66.6% (1000/1500)	19.4% (291/1500)	14.0% (209/1500)	-
耐震化対策	66.6% (1000/1500)	30.0% (450/1500)	3.4% (50/1500)	-

本議案により、市町の負担割合を14/100以内と定める。